

平成23年6月2日(木)開催

## 総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時  
会議室 総務委員会室

### ○ 開 会

#### 1 付託事件

#### 2 協議又は報告事項

- (1) 平成23年6月定例会主要事項について
- (2) 平成23年度水害特別防災訓練の実施について
- (3) 「おかやま元気！集落応援団」の募集について
- (4) データセンター構築等支援補助金の創設について
- (5) その他

### ○ 次回委員会

平成23年6月28日(火) 午前10時～

### ○ 閉 会

平成23年度6月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額		合 計 (A)+(B)	
			(B)	うち震災関連分		
一 般 会 計	A 義務的経費	( 246,414 ) 254,353	( )	( )	( 246,414 ) 254,353	
	B 公 共	一 般 公 共	( 1,532 ) 26,295	( )	( )	( 1,532 ) 26,295
		災 害 復 旧	( 73 ) 5,547	( 6 ) 99	( )	( 79 ) 5,646
	事業費	国 直 轄	( 1,962 ) 8,047	( )	( )	( 1,962 ) 8,047
	C 国庫補助事業費	( 6,815 ) 41,415	( 14 ) 19	( 14 ) 19	( 6,829 ) 41,434	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	( 178,596 ) 217,994	( 26 ) 73	( 26 ) 73	( 178,622 ) 218,067
		運 営 費	( 23,435 ) 27,779	( 72 ) 72	( 72 ) 72	( 23,507 ) 27,851
	E 単県行政施策費	( 30,928 ) 78,767	( 284 ) 505	( 284 ) 377	( 31,212 ) 79,272	
	一般会計の計	( 489,755 ) 660,197	( 402 ) 768	( 396 ) 541	( 490,157 ) 660,965	
	特別会計の計		261,338			261,338
合 計		( 489,755 ) 921,535	( 402 ) 768	( 396 ) 541	( 490,157 ) 922,303	
企業会計の計		11,554			11,554	

( )は一般財源

平成23年度6月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	うち震災関連分	合 計 (A) + (B)
総 務 部	( 194,298 )	( 166 )	( 166 )	( 194,464 )
	203,535	166	166	203,701
県 民 生 活 部	( 8,090 )	( 14 )	( 14 )	( 8,104 )
	10,985	41	14	11,026
環 境 文 化 部	( 3,141 )	( 7 )	( 7 )	( 3,148 )
	4,024	59	7	4,083
保 健 福 祉 部	( 85,654 )	( 67 )	( 67 )	( 85,721 )
	117,396	67	67	117,463
産 業 労 働 部	( 5,855 )	( 12 )	( 12 )	( 5,867 )
	15,966	65	65	16,031
農 林 水 産 部	( 16,767 )	( 16 )	( 16 )	( 16,783 )
	37,406	16	16	37,422
土 木 部	( 14,856 )	( 71 )	( 65 )	( 14,927 )
	64,394	164	65	64,558
警 察 本 部	( 40,838 )	( 34 )	( 34 )	( 40,872 )
	45,454	89	86	45,543
教 育 委 員 会	( 117,389 )	( 15 )	( 15 )	( 117,404 )
	158,164	101	55	158,265
諸 局	( 2,867 )	( )	( )	( 2,867 )
	2,873			2,873
合 計	( 489,755 )	( 402 )	( 396 )	( 490,157 )
	660,197	768	541	660,965

( )は一般財源

平成23年度6月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	188,913		188,913
地方消費税清算金		34,207		34,207
地方譲与税		23,156		23,156
地方特例交付金		2,293		2,293
地方交付税		168,700		168,700
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		5,217		5,217
使用料及び手数料		6,021		6,021
国庫支出金		70,872	119	70,991
財産収入		1,291		1,291
寄附金		4		4
繰入金		36,393	603	36,996
諸収入		12,465		12,465
県債		109,965	46	110,011
合 計		660,197	768	660,965

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会費		1,666		1,666
総務費		40,083	262	40,345
民生費		96,750	67	96,817
衛生費		20,753		20,753
労働費		8,468	53	8,521
農林水産業費		36,157	16	36,173
商工費		7,535	12	7,547
土木費		62,067	164	62,231
警察費		45,454	89	45,543
教育費		170,198	105	170,303
災害復旧費		3,872		3,872
公債費		103,646		103,646
諸支出金		63,348		63,348
予備費		200		200
合 計		660,197	768	660,965

平成23年度6月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 174,557,009 )	( )	( )	( 174,557,009 )	
		177,526,826			177,526,826	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	( )	( )	( )	( )
		災 害 復 旧	( )	( )	( )	( )
		国 直 轄 等	( )	( )	( )	( )
	C 国庫補助事業費		( )	( )	( )	( )
		205,097			205,097	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	( 8,362,621 )	( )	( )	( 8,362,621 )
			10,740,001			10,740,001
		運 営 費	( 4,070,365 )	( )	( )	( 4,070,365 )
		4,215,474			4,215,474	
E 単県行政施策費		( 7,307,418 )	( 166,390 )	( 166,390 )	( 7,473,808 )	
		10,847,661	166,390	166,390	11,014,051	
一般会計の計		( 194,297,413 )	( 166,390 )	( 166,390 )	( 194,463,803 )	
		203,535,059	166,390	166,390	203,701,449	
特別会計の計						
		174,287,060			174,287,060	
合 計		( 194,297,413 )	( 166,390 )	( 166,390 )	( 194,463,803 )	
		377,822,119	166,390	166,390	377,988,509	
企業会計の計						

( )は一般財源

平成23年度 6月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	私学助成費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
E		( 6,174,691 )	( 3,740 )	( 3,740 )
		9,650,655	3,740	3,740
説明	1 東日本大震災被災生徒等納付金減免補助金 3,740 東日本大震災で被災、又は原子力発電所事故に伴い避難し、県内の私立学校に入学・転入学した幼児・児童・生徒について、受け入れた私立学校に対する授業料等の減免補助を行うために要する経費			
分類	事項名	防災対策事業費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
E		( 23,529 )	( 162,650 )	( 162,650 )
		23,529	162,650	162,650
説明	1 東日本大震災支援対策費 63,272 被災地への救援物資の輸送等に要する経費 2 防災対策強化等事業費 27,981 地域防災計画の見直しに向けた検討会の開催等防災対策の一層の強化に要する経費 3 消防防災ヘリコプター運営費(東日本大震災関連) 7,041 被災地への消防防災ヘリコプター「きび」の派遣に要する経費 4 職員支援隊派遣費 55,194 被災地への職員支援隊の派遣に要する経費 5 震災被災者県公舎受入対策費 5,917 被災者を岡山県公舎に受け入れるために要する経費 6 県民防災フェスタ(仮称)開催費 3,245 県民の防災意識の向上を目的とした県民防災フェスタ(仮称)の開催に要する経費			
E分類計		( 7,307,418 )	( 166,390 )	( 166,390 )
		10,847,661	166,390	166,390
一般会計計		( 194,297,413 )	( 166,390 )	( 166,390 )
		203,535,059	166,390	166,390
特別会計計		( )	( )	( )
		174,287,060		
計		( 194,297,413 )	( 166,390 )	( 166,390 )
		377,822,119	166,390	166,390

( )は一般財源

平成23年度6月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 664,958 ) 1,610,358	( )	( )	( 664,958 ) 1,610,358	
	B 公 共 事業費	一般公共	( )	( )	( )	( )
		災害復旧	( )	( )	( )	( )
		国直轄	( )	( )	( )	( )
	C 国庫補助事業費	( 112,322 ) 645,376	( )	( )	( 112,322 ) 645,376	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	( 2,397,512 ) 2,423,674	( )	( )	( 2,397,512 ) 2,423,674
		運営費	( 2,342,888 ) 2,803,939	( )	( )	( 2,342,888 ) 2,803,939
	E 単県行政施策費	( 2,572,658 ) 3,501,439	( 14,068 ) 40,504	( 14,068 ) 40,504	( 2,586,726 ) 3,541,943	
	一般会計の計	( 8,090,338 ) 10,984,786	( 14,068 ) 40,504	( 14,068 ) 40,504	( 8,104,406 ) 11,025,290	
	特別会計の計	869,768			869,768	
合 計	( 8,090,338 ) 11,854,554	( 14,068 ) 40,504	( 14,068 ) 40,504	( 8,104,406 ) 11,895,058		
企業会計の計						

( )は一般財源

平成23年度6月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地域活動促進事業費		
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 7,482 )	( 9,045 )	( 9,045 )	
	7,482	9,045	9,045	
説明	東日本大震災ボランティア派遣事業費 東日本大震災の被災地復興支援のためのボランティア派遣に係るバス借上げ等に要する経費			
分類	事項名	国際交流・多文化共生推進費		
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 27,526 )	( 5,023 )	( 5,023 )	
	45,526	5,023	5,023	
説明	外国青年招致事業費 福島県に派遣予定の国際交流員の受け入れに要する経費			
分類	事項名	地域活性化対策事業費		
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
	0	26,436	26,436	
説明	岡山県住民生活に光をそそぐ基金事業費			
	1 DV被害者等支援対策事業			14,586
	DV被害者の自立支援を行う民間団体への支援等に要する経費			
	2 おかやま子ども・若者育成支援事業			5,531
	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその保護者への相談強化等に要する経費			
	3 消費者被害未然防止事業			3,000
	消費者問題に取り組む民間団体への支援に要する経費			
	4 多文化がつながる共生のまちづくり事業			3,319
	在住外国人の日本語学習への支援に要する経費			
E分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 2,572,658 )	( 14,068 )	( 14,068 )	
	3,501,439	40,504	40,504	
一般会計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 8,090,338 )	( 14,068 )	( 14,068 )	
の計	10,984,786	40,504	40,504	
特別会計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( )	( )	( )	
の計	869,768			
計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 8,090,338 )	( 14,068 )	( 14,068 )	
	11,854,554	40,504	40,504	

( )は一般財源



## 平成22年度繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額について

### 1 繰越明許費繰越額

【繰越額】

(単位:千円)

区 分			平成22年度		平成21年度	
			件 数	金 額	件 数	金 額
一 般	公 共 事 業	一 般	35	7,860,062	26	7,610,289
		災害復旧	6	5,833,589	3	2,107,222
	計	41	13,693,651	29	9,717,511	
会 計	補助事業		6	1,283,553	8	3,149,742
	単 県 事 業	一 般	38	12,807,826	45	16,191,164
		災害復旧	2	14,627	2	96,805
計		40	12,822,453	47	16,287,969	
一般会計計			87	27,799,657	84	29,155,222
特別会計			3	241,219	3	359,695
合 計			90	28,040,876	87	29,514,917

【繰越理由】

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
用地買収及び補償交渉の難航に伴うもの	1	6,692
地元関係者等との調整難航に伴うもの	40	16,955,386
繰上げ施行措置に伴うもの (災害復旧予算の内示増に伴うもの)	2	127,374
国の補正等(経済対策)に伴うもの	28	6,618,315
そ の 他	19	4,333,109
合 計	90	28,040,876

### 2 事故繰越繰越額

【繰越額】

(単位:千円)

区 分			平成22年度	
			件 数	金 額
一 般 会 計	単 県 事 業	一 般	11	57,624
		災害復旧		
	計	11	57,624	
補助事業		2	193,726	
一般会計計			13	251,350
特別会計			1	11,340
合 計			14	262,690

平成22年度 繰越明許費・事故繰越 繰越額一覧表

(一般会計)

(単位:千円)

	款	項	事業名	繰越 設定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
							国庫支出金	県債	
繰 越 明 許	総務費	総務管理費	地域活性化対策事業	174,193	174,193		165,588		8,605
		防災費	消防防災ヘリコプター 整備事業	3,313	2,765	2,765			
事 故 繰 越	総務費	防災費	防災行政無線保守 管理事業		513				513
			合 計	177,506	177,471	2,765	165,588		9,118

平成22年度 繰越明許費・事故繰越 繰越額一覧表

(一般会計)

(単位:千円)

	款	項	事業名	繰越 設定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源		
							国庫支出金	県債	
繰 越 明 許	総務費	企画費	中山間地域等特別支援事業	338,193	242,061	33,344		190,300	18,417
			地域活性化対策事業	184,983	175,992		175,992		
事 故 繰 越	総務費	企画費	IT戦略推進事業		60				60
			岡山情報ハイウェイ推進事業		5,670				5,670
合 計				523,176	423,783	33,344	175,992	190,300	24,147

平成22年度 事故繰越 繰越額一覧表

(岡山県用品調達特別会計)

(単位:千円)

	款	項	事業名	繰越 設定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
							国庫支出金	県債	
事 故 繰 越	用品 調達費	調達費	用品調達事業		11,340	11,340			
合 計				0	11,340	11,340	0	0	0

## 平成22年度岡山県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款 項		電気事業費用		合 計
		営 業 費 用		
事 業 名		加茂水力発電事業	阿波水力発電事業	
予 算 計 上 額		千円 149,430	千円 16,980	千円 166,410
支 払 義 務 発 生 額		147,290	7,601	154,891
翌 年 度 繰 越 額		21	8,987	9,008
上 記 の 財 源 内 訳	国 庫 補 助 金			
	企 業 債			
	損益勘定留保資金	21	8,987	9,008
不 用 額		2,119	392	2,511
説 明		大量の積雪によるもの	大量の積雪によるもの	

## 平成22年度岡山県営工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

	款 項	資 本 的 支 出 建 設 改 良 費	
	事 業 名	建 設 改 良 事 業	合 計
	予 算 計 上 額	千円 569,150	千円 569,150
	支 払 義 務 発 生 額	298,093	298,093
	翌 年 度 繰 越 額	189,400	189,400
上記の財源内訳	国 庫 補 助 金		
	企 業 債		
	損益勘定留保資金	189,400	189,400
	不 用 額	81,657	81,657
	説 明	関係機関との協議難航によるもの	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款		工業用水道事業費用		合 計
項		営 業 費 用		
事 業 名		水島原水及び 浄水事業	水島資産減耗事業	
予 算 計 上 額		千円 480,769	千円 10,876	千円 491,645
支 払 義 務 発 生 額		436,484	7,281	443,765
翌 年 度 繰 越 額		19,110	316	19,426
上 記 の 財 源 内 訳	国 庫 補 助 金			
	企 業 債			
	損益勘定留保資金	19,110	316	19,426
不 用 額		25,175	3,279	28,454
説 明		震災により技術 者確保が遅延 したものの	工法検討に不測 の日数を 要したものの	

# 総務委員会資料(V)

## 6月定例会主要事項

- 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を  
改正する条例 P 1
- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する  
条例 P 4
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 . . . . . P 1 1
- 岡山県税条例の一部を改正する条例 . . . . . P 2 4
- 過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する  
条例 P 3 0
- 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例につい  
て P 3 3
- 岡山県国民保護計画の変更について . . . . . P 3 6

平成23年6月2日

総 務 部



岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時  
特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課  
教育委員会

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の目的に、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、東日本大震災によって被災した児童等に係る就学を支援する事業等を加えることとする。</p> <p>2 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金に、国が県に交付する被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を積み立てることとする。</p>
改正理由	<p>東日本大震災によって就学が困難となった幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を実施するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の目的を改めるとともに、国が県に交付する被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金に積み立てることとする必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成23年度6月補正予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成二十一年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行い、高等学校等における」を「行うとともに、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、東日本大震災によって就学が困難となった幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を行い、もって」に改める。

第二条中「を積み立てる」を「及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を積み立てる」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 改正理由

東日本大震災によって就学が困難となった幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を実施するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の目的を改めるとともに、国が県に交付する被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金に積み立てることとする必要がある。

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、経済的理由によつて学業の継続が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免及び奨学金事業に対し補助を行うとともに、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、東日本大震災によつて就学が困難となつた幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を行い、もつて教育の機会を確保するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として、県に交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を積み立てる。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、経済的理由によつて学業の継続が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免及び奨学金事業に対し補助を行い、高等学校等における教育の機会を確保するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として、県に交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を積み立てる。</p>

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を  
改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課  
保健福祉部健康推進課  
保健福祉部子ども未来課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において引用する障害者自立支援法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>2 岡山県精神保健福祉センターが行う業務に、次の業務を加えることとする。</p> <p>(1) 市町村が地域相談支援給付費等の支給の要否の決定を行うに当たっての意見の陳述</p> <p>(2) 市町村が行う地域相談支援給付費等の支給の決定等の業務に関する技術的事項についての協力その他必要な援助</p> <p>3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において引用する児童福祉法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、岡山県精神保健福祉センターが行う業務に市町村が地域相談支援給付費等の支給の要否の決定を行うに当たっての意見の陳述を加える等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年岡山県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十三項」を「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

(岡山県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第三条 岡山県精神保健福祉センター条例(昭和四十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「の規定」を「又は第五十一条の七第二項の規定」に、「同条第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定」に改め、同条第七号中「の規定による、」を「又は第五十一条の十一の規定による」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第四条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の項イ中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同項口中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に改め、同項ハ中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改め、同項ニ中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同項ホ中「第三十四条の十三第三項」を「第三十四条の十四第三項」に改め、同項ヘ中「第三十四条の十三第四項」を「第三十四条の十四第四項」に改め、同項ト中「第三十四条の十四第一項」を「第三十四条の十五第一項」に改め、同項チ中「第三十四条の十四第二項」を「第三十四条の十五第二項」に改め、同項リ中「第三十四条の十四第三項」を「第三十四条の十五第三項」に改め、同項又中「第三十四条の十六第一項」を「第三十四条の十七第一項」に改め、同項ル中「第三十四条の十六第三項」を「第三十四条の十七第三項」に改め、同項ヲ中「第三十四条の十六第四項」を「第三十四条の十七第四項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、規則で定める日から施行する。

#### 改正理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、岡山県精神保健福祉センターが行う業務に市町村が地域相談支援給付費等の支給の要否の決定を行うに当たつての意見の陳述を加える等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>（介護補償）</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第<u>十三</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第<u>十二</u>項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p>

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>(介護補償)</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第<u>十二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 略</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第<u>十三項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p>

岡山県精神保健福祉センター条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>(業務)</p> <p>第二条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 五略</p> <p>六 障害者自立支援法第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村が同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たつての意見の陳述</p> <p>七 障害者自立支援法第二十六条第一項又は第五十一条の十一の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助</p> <p>八・九略</p>	<p>(業務)</p> <p>第二条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 五略</p> <p>六 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同法第一項に規定する支給要否決定を行うに当たつての意見の陳述</p> <p>七 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定による、市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助</p> <p>八・九略</p>



知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第四条関係）

新		旧	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
一〇三六略	市町村	一〇三六略	市町村
<p>三十七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の十二第一項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第三十四条の十二第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第三十四条の十二第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ホ 法第三十四条の十四第三項の規定による措置の命令</p> <p>ヘ 法第三十四条の十四第四項の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ト 法第三十四条の十五第一項の規定による届出の受理</p>	新見市	<p>三十七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の十一第一項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第三十四条の十一第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第三十四条の十一第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第三十四条の十三第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ホ 法第三十四条の十三第三項の規定による措置の命令</p> <p>ヘ 法第三十四条の十三第四項の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ト 法第三十四条の十四第一項の規定による届出の受理</p>	新見市

チ 法第三十四条の十五第二項の規定による変更の届出の受理  
リ 法第三十四条の十五第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理  
ヌ 法第三十四条の十七第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等  
ル 法第三十四条の十七第三項の規定による措置の命令  
ヲ 法第三十四条の十七第四項の規定による事業の制限及び停止の命令  
ワケ略

三十八〜九十九略

チ 法第三十四条の十四第二項の規定による変更の届出の受理  
リ 法第三十四条の十四第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理  
ヌ 法第三十四条の十六第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等  
ル 法第三十四条の十六第三項の規定による措置の命令  
ヲ 法第三十四条の十六第四項の規定による事業の制限及び停止の命令  
ワケ略

三十八〜九十九略

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定の非常勤職員について育児休業をすることができることとなったこと等に伴い、非常勤職員の育児休業に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

- 1 育児休業をすることができない職員に、次の職員を加える。
  - (1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
  - (2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
    - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
      - (ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
      - (イ) 子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了すること等が明らかである非常勤職員を除く。）
      - (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員
    - イ 2(3)に該当する非常勤職員（1歳到達日（育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）
    - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- 2 非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日は、次のとおりとする。
  - (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 1歳到達日
  - (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）その他の法律の規定による育児休業（以下「県等育児休業」という。）をしている場合において育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が、1歳到達日の翌日後である場合又は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日

とされた日から起算して育児休業等可能日数（子の出生の日から1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が(2)に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が(2)若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（1歳到達日後において(3)に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき 1歳6か月に達する日

ア 当該非常勤職員が1歳到達日（育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が1歳到達日（県等育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において県等育児休業をしている場合

イ 1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

3 再度の育児休業をすることができる特別の事情に、次の事情を加える。

(1) 2(3)に該当すること。

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間

の初日とする育児休業をしようとする事。

4 部分休業をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

5 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

6 その他規定の整備を行う。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日まで間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「県等

育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が、当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二か月に達する日

(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を超過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において県等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用され



ることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第九条第二項中「が一歳に達した日」を「の一歳到達日」に改める。

第二十条中「（平成十五年岡山県条例第三十五号）」を削る。

第二十三条の見出し中「する」を「請求する」に改め、同条中「育児短時間勤務職員等」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第一項において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十四条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項中「いう」の下に「。以下この条において「育児時間」という」を、「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「当該特別休暇の」を「当該育児時間を承認されている」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定の非常勤職員について育児休業をすることができるとなったこと等に伴い、非常勤職員の育児休業に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</p> <p>(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</p> <p>ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の一歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p>

職員に限る。)

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい  
る非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期  
が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用される  
ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日  
を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日)

第二条の二 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日は、次の  
各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子  
の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係  
と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育  
する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するた  
めに育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条にお  
いて「県等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤  
職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の  
期間の初日とされた日が、当該子の一歳到達日の翌日後である場合又  
は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が  
一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた  
日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の  
一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の  
出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数  
と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差  
し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において県等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第二条の三 略

第二条の二 略

(育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 五略

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第九条 1略

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子の一歳到達日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い)

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。))を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 五略

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第九条 1略

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い)

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。))を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(部分休業を請求することができない職員)

第二十三条 育児休業法第十九条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第一項において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第二十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六条に規定する特別休暇をいう。以下この条において「育児時間」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間を承認され

とする。

(部分休業をすることができない職員)

第二十三条 育児休業法第十九条第一項に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務職員等とする。

(部分休業の承認)

第二十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六条に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

ている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間か  
ら当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で  
行うものとする。

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例の停止措置について、その適用を停止することとする。</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた場合において、当該適用に係る住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなったときにおいても引き続き当該適用を受けることができることとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地方税法の一部改正に伴い、軽油引取税について揮発油価格高騰時における税率の特例の停止措置の適用を停止するとともに、個人の県民税について住宅借入金等特別税額控除に係る特例を設ける等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	





くは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

附則第二十一条の三の三中、「(平成二十三年法律第二十九号)」を削る。

#### 附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年一月一日から施行する。

#### 改正理由

地方税法の一部改正に伴い、軽油引取税について揮発油価格高騰時における税率の特例の停止措置の適用を停止するとともに、個人の県民税について住宅借入金等特別税額控除に係る特例を設ける等所要の改正を行う必要がある。

岡山県税条例新旧対照表（第一条関係）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>附則</p> <p>（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）</p> <p>第二十一条の三の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>	

新	旧
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p> <p>第六条の三の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の三第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条」と、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別</p>	<p style="text-align: center;">附則</p>

措置法」と、前条第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)  
第二十一条の三の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)  
第二十一条の三の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>過疎地域において、引き続き特別償却設備の設置者に係る事業税等の課税免除を行うことができることとする。</p>
改正理由	<p>過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、引き続き事業税等の課税免除を行うことができることとする必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の特例に関する条例（昭和四十五年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

##### （免除申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする同条第一項に規定する特別償却設備設置者（以下「特別償却設備設置者」という。）で、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）に同項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、その者の最初の同条第六項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、遡及適用期間内に同条第一項に規定する家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第三項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

##### （事業計画書の提出期限の特例）

4 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、遡及適用期間内に新条例第二条第一項に規定する特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して十五日を経過した日とする。

5 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、施行日から施行日以後十五日を経過した日までの間に新条例第二条第一項に規定する特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、当該着手の日から起算して十五日を経過した日とする。

#### 改正理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、引き続き事業税等の課税免除を行うことができることとする必要がある。

新	旧
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(次項及び次条第二項において「公示日」という。)から平成二十五年三月三十一日までの間に、特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)第一条第一号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)については、その者の申請により、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。)のうち、当該設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額に対して課する事業税を免除することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>2/6略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(次項及び次条第二項において「公示日」という。)から平成二十三年三月三十一日までの間に、特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)第一条第一号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)については、その者の申請により、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。)のうち、当該設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額に対して課する事業税を免除することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>2/6略</p>



## 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する 条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成23年3月31日別紙のとおり岡山県税条例の一部を改正する条例（平成23年岡山県条例第25号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別紙)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 岡山県条例第二十五号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項及び第十七条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

新

附則

(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)  
 第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令

で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

(入会林野等に係る権利関係の近代化に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略

旧

附則

(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)  
 第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令

で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

(入会林野等に係る権利関係の近代化に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略

## 岡山県国民保護計画の変更について（報告）

岡山県国民保護計画を別冊のとおり変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第8項において準用する同条第6項の規定により報告する。

（参 考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 都道府県知事は、基本方針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。

# 総務委員会資料(Ⅲ)

## < 6月定例会主要事項 >

	頁
○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
○ 法人の経営状況（岡山空港ターミナル株式会社） .....	4
○ 法人の経営状況（財団法人岡山県国際交流協会） .....	10

平成23年6月2日

県民生活部

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例案要綱

担当課 県民生活部市町村課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとしている事務から、地方自治法に基づく財産区の財産の処分に関する協議等の事務を除くこととする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地方自治法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとしている事務から、財産区の財産の処分に関する協議等の事務を除くこととする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「から九の項まで」を「及び次項」に改め、同表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から百の項までを一項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 改正理由

地方自治法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとして  
いる事務から、財産区の財産の処分に関する協議等の事務を除くこととする等所要の改正を行う必要  
がある。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新

別表第一（第二条関係）

九〇九十九略	八略	七 地方自治法（以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの。 イ・ロ略	一〇六略	事務	市町村
			岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市		

旧

別表第一（第二条関係）

一〇〇百略	八略	九 法に基づく事務のうち、法第二百九十六条の五第二項の規定による財産区の財産及び公の施設の処分及び廃止に関する協議及び同意	一〇六略	事務	市町村
		法第二百九十四条第一項に規定する財産区のある市町村			



平成22年度岡山空港ターミナル株式会社事業実績書

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1 不動産貸付事業	1 旅客ターミナルビルの不動産貸付事業 2 貨物ターミナルビルの不動産貸付事業 3 航空会社、石油会社への空港施設、設備の賃貸業務 4 有料待合室、貨物蔵置場等の管理運営	466,758,029
2 直営売店事業	1 免税売店、国内売店等での飲食物、観光土産品の販売業務 2 ガソリンスタンド、岡南飛行場での石油類の販売業務 3 見学者施設利用の管理運営業務 4 カードラウンジ運営業務	271,052,153
3 業務受託事業	1 航空機への給油作業 2 空港周辺および駐車場の巡回業務 3 岡山県PRコーナーの管理業務	47,346,627
4 広告事業	館内掲出看板スペースの管理運営	22,069,167
5 付帯事業	1 飲料水自動販売機の管理運営 2 リムジンバス、モノレール等自動券売機の管理運営 3 県証紙、切手類販売業務	19,152,537
6 管理運営	岡山空港ターミナル株式会社の管理運営	145,831,505
合 計		972,210,018

平成22年度岡山空港ターミナル株式会社貸借対照表及び損益計算書

1 貸借対照表

平成23年3月31日現在 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
1 流 動 資 産		4 流 動 負 債	
現金及び預金	530,700,992	買掛金	36,727,537
売掛金	7,828,970	1年以内返済予定	182,076,350
未収入金	145,633,678	長期借入金	
前払費用	3,308,075	未払金	15,859,049
商 品	50,828,605	未払費用	19,401,731
貸倒引当金	△169,000	リース債務	6,491,772
流動資産合計	738,131,320	前受金	44,325,726
2 固 定 資 産		預り金	3,106,039
(1)有形固定資産		賞与引当金	9,813,000
建 物	1,899,732,406	未払法人税等	33,967,536
建 物 付 属	475,015,985	未払消費税	10,519,100
構 築 物	78,164,727	流動負債合計	362,287,840
機 械 装 置	96,948,346	5 固 定 負 債	
車 両 運 搬 具	1,099,452	長期借入金	1,377,739,850
器 具 備 品	12,171,046	預り保証金	16,812,600
リース資産	19,004,060	預り敷金	45,726,000
有形固定資産合計	2,582,136,022	退職給付引当金	54,733,045
(2)無形固定資産		長期リース債務	13,462,491
電話加入権	860,000	固定負債合計	1,508,473,986
そ の 他	1,397,489	負 債 合 計	1,870,761,826
無形固定資産合計	2,257,489		
固定資産合計	2,584,393,511	純資産の部	
3 投 資 そ の 他 資 産		6 株 主 資 本	
投資有価証券	237,197,661	資 本 金	860,300,000
長期預け金	1,650,000	利 益 剰 余 金	907,901,643
投資その他資産合計	238,847,661	別 途 積 立 金	840,000,000
		繰越利益剰余金	67,901,643
		株 主 資 本 合 計	1,768,201,643
		7 評 価 換 算 差 額 等	
		そ の 他 有 価 証 券	△77,590,977
		評 価 差 額 金	
		評 価 換 算 差 額 等 合 計	△77,590,977
		純 資 産 合 計	1,690,610,666
合 計	3,561,372,492	合 計	3,561,372,492

2 損益計算書

自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 売上高		1,150,832,170
不動産収入	612,541,753	
付帯事業収入	538,290,417	
II 売上原価		274,591,406
売上総利益		876,240,764
III 販売費及び一般管理費		697,618,612
営業利益		178,622,152
IV 営業外収益		4,843,983
受取利息及び受取配当金	260,423	
補助金収入	4,044,000	
雑収入	539,560	
V 営業外費用		24,468,537
支払利息	23,908,846	
雑損失	559,691	
経常利益		158,997,598
VI 特別損失		43,081,837
有価証券売却損	43,081,837	
税引前純利益		115,915,761
法人税、住民税及び事業税		50,000,000
当期純利益		65,915,761

## 平成23年度岡山空港ターミナル株式会社事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 不動産貸付事業	1 旅客ターミナルビルの不動産貸付事業 2 貨物ターミナルビルの不動産貸付事業 3 航空会社、石油会社への空港施設、設備の賃貸業務 4 有料待合室、貨物蔵置場等の管理運営	472,706
2 直営売店事業	1 免税売店、国内売店等での飲食物、観光土産品の販売業務 2 岡南飛行場での石油類の販売業務 3 見学者施設利用の管理運営業務 4 カードラウンジ運営業務	283,658
3 業務受託事業	1 航空機への給油作業 2 空港周辺および駐車場の巡回業務 3 岡山県PRコーナーの管理業務	53,640
4 広告事業	館内掲出看板スペースの管理運営	21,456
5 付帯事業	1 飲料水自動販売機の管理運営 2 リムジンバス、モノレール等自動券売機の管理運営 3 県証紙の販売業務	13,262
6 管理運営	岡山空港ターミナル株式会社の管理運営	93,858
合 計		938,580

平成23年度岡山空港ターミナル株式会社収支予算書

(単位:千円)

科 目	予 算 額		
	平成23年度	平成22年度	増 △ 減
I 売上高	1,076,229	1,113,011	△ 36,782
不動産収入	592,870	608,590	△ 15,720
付帯事業収入	483,359	504,421	△ 21,062
II 売上原価	237,253	266,436	△ 29,183
売上総利益	838,976	846,575	△ 7,599
III 販売費及び一般管理費	701,326	713,182	△ 11,856
営業利益	137,650	133,393	4,257
IV 営業外収益	4,535	5,080	△ 545
受取利息及び受取配当金	335	880	△ 545
雑収入	4,200	4,200	
V 営業外費用	18,899	26,500	△ 7,601
支払利息	18,899	26,500	△ 7,601
経常利益	123,286	111,973	11,313
VI 特別損失	20,000		20,000
有価証券売却損	20,000		20,000
税引前純利益	103,286	111,973	△ 8,687
法人税、住民税及び事業税	43,000	55,000	△ 12,000
当期純利益	60,286	56,973	3,313

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H23.4.1現在）					
名称	岡山空港ターミナル株式会社		事務所の所在地	岡山市北区日応寺1277番地	
代表者	代表取締役社長 石井正弘		設立年月日	昭和61年4月1日	
資本金	860,300千円	うち県出資金	260,300千円	県出資比率	30.3%
役員	19人	職員	45人	決算時期	3月
設立目的	岡山空港における航空旅客及び貨物にかかるサービス等を提供して、快適な旅行とスムーズな貨物運送を支援するため、旅客及び貨物のターミナルビル等の管理運営を行う。				
主な事業	1. 貸室業並びに倉庫、設備及び器具の賃貸 2. 飲食物、旅行用品及び観光土産品等の販売 3. 航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供 4. 石油類の販売、給油施設賃貸業 5. 損害保険代理業 6. 物産の展示、観光旅行の案内、その他				

経営実績と財産の状況（単位：千円）						
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
当期収入（営業収益、営業外収益等） A	1,976,124	2,032,619	1,178,368	1,138,257	1,155,676	
うち県支出金 B	837,623	812,356	10,693	8,250	7,568	
県支出金の割合（B/A）	42.4%	40.0%	0.9%	0.7%	0.7%	
当期費用（営業費用、税等） C	1,884,524	1,933,675	1,118,438	1,063,812	1,089,760	
当期利益（A-C）	91,600	98,944	59,930	74,445	65,916	
総資産 D	3,839,419	3,783,259	3,685,762	3,749,507	3,561,372	
主なもの	現金預金	294,574	283,550	265,146	414,453	530,701
	投資有価証券	464,939	492,047	503,601	473,192	237,198
	建物	2,012,325	1,977,280	1,932,749	1,984,345	1,899,732
総負債 E	2,370,452	2,215,348	2,057,921	2,047,221	1,870,762	
資本 F=D-E	1,468,967	1,567,911	1,627,841	1,702,286	1,690,610	
うち資本金 G	860,300	860,300	860,300	860,300	860,300	
当期末処分利益（F-G）	608,667	707,611	767,541	841,986	830,310	
経営実績と財産の状況についての評価	・経営実績については、平成8年度から黒字を計上しており、安定した経営状況が維持されている。 ・総負債については、平成17年5月末に完成した国内線旅客ターミナルビル増改築工事に伴う長期借入金等により増加したが、平成17年度以降は順調に償還して減少している。					

役員職員の状況							
		H18	H19	H20	H21	H22	H23
役員	総数	19	19	19	19	19	19
	常勤	3	3	3	3	3	3
		うち県派遣職員	0	0	0	0	0
	非常勤	16	16	16	16	16	16
うち県職員		3	3	3	3	3	3
職員	総数	44	47	46	48	46	45
	常勤	44	47	46	48	46	45
		うち県派遣職員	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0

岡山県からの支出の状況（単位：千円）							
	H18	H19	H20	H21	H22	H23（予算）	
県支出金（再掲）	837,623	812,356	10,693	8,250	7,568	7,461	
内訳	委託料	5,462	5,195	4,106	4,003	3,321	3,214
	負担金	0	0	0	0	0	0
	補助金	0	0	6,587	4,247	4,247	4,247
	短期貸付金	832,161	807,161	0	0	0	0
その他	長期貸付金（年度末残高）	21,362	15,554	14,356	13,158	11,961	
	損失補償限度額	980,000	980,000	980,000	980,000	980,000	
	損失補償契約に係る債務残高	980,000	959,500	879,880	794,160	708,440	
	債務保証限度額						
	債務保証契約に係る債務残高						

## 平成22年度財団法人岡山県国際交流協会事業実績書

### 1 一般会計

(単位:円)

事業名	事業の概要	事業費
1 国際理解事業	1 国際理解ワークショップを開催した。 2 国際シンポジウムを開催した。 3 料理講座を開催した。 4 「英語で話そう」を開催した。	1,163,157
2 国際協力・貢献事業	1 NGOの運営助成事業を実施した。 2 海外技術研修員の受入れを行った。 3 岡山県地域国際化推進団体連絡協議会を開催した。 4 フェアトレードカフェを開催した。	9,053,650
3 国際交流推進事業	1 海外移住者関係団体活動支援事業を実施した。 2 韓国大学生との交流事業を実施した。	218,301
4 情報提供・外国人支援事業	1 海外技術研修員ネットワークづくりを行った。 2 医療通訳ボランティアスキルアップ事業を実施した。 3 在住外国人派遣相談事業を実施した。 4 子ども日本語学習サポーター派遣事業を実施した。 5 行政書士による出入国手続き等相談事業を実施した。 6 岡山で暮らす外国人親子の子育て支援事業を実施した。 7 多文化共生コミュニケーションサポーター派遣事業を実施した。	1,641,510
5 広報出版事業	1 会報誌を発行した。 2 ロゴマークを募集・選定した。	722,646
6 管理運営等	財団法人岡山県国際交流協会の管理運営を行った。	17,314,745
合 計		30,114,009

### 2 センター管理特別会計

(単位:円)

事業名	事業の概要	事業費
センター管理運営	1 岡山国際交流センターの会議室等の利用許可、料金収入、施設等の維持管理を行った。 2 情報相談コーナーにおける外国人等への情報提供及び相談業務、図書資料室の運営を行った。 3 多言語生活相談、無料法律相談、相談員講習会、ボランティアの募集・登録・研修等を実施した。 4 おかやま国際化戦略プランに関する事業を企画・実施した。	117,590,375
合 計		117,590,375

平成22年度財団法人岡山県国際交流協会貸借対照表及び正味財産増減計算書

1 一般会計

(1) 貸借対照表

平成23年3月31日現在 (単位：円)

科 目	金 額		増 △ 減
	22 年 度	21 年 度	
資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金	282,174	83,597	198,577
預 金	20,630,361	3,513,920	17,116,441
未 収 金		1,260,353	△ 1,260,353
立 替 金		5,654,908	△ 5,654,908
流動資産合計	20,912,535	10,512,778	10,399,757
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
預 金	7,165,500	7,165,500	
投資有価証券	1,008,245,000	1,008,245,000	
基本財産合計	1,015,410,500	1,015,410,500	
(2) 特 定 資 産			
退職給与引当資産	1,705,805	6,439,184	△ 4,733,379
運用財産積立預金	78,451,633	86,124,633	△ 7,673,000
特定資産合計	80,157,438	92,563,817	△ 12,406,379
固定資産合計	1,095,567,938	1,107,974,317	△ 12,406,379
資 産 合 計	1,116,480,473	1,118,487,095	△ 2,006,622
負 債 の 部			
3 流 動 負 債			
未 払 金	1,467,437	419,833	1,047,604
預 り 金	129,413	164,873	△ 35,460
流動負債合計	1,596,850	584,706	1,012,144
4 固 定 負 債			
退職給与引当金	1,705,805	6,439,184	△ 4,733,379
固定負債合計	1,705,805	6,439,184	△ 4,733,379
負 債 合 計	3,302,655	7,023,890	△ 3,721,235
正味財産の部			
5 指 定 正 味 財 産	1,015,410,500	1,015,410,500	
(うち基本財産への充当額)	( 1,015,410,500 )	( 1,015,410,500 )	( )
6 一 般 正 味 財 産	97,767,318	96,052,705	1,714,613
(うち特定資産への充当額)	( 78,451,633 )	( 86,124,633 )	( △ 7,673,000 )
正味財産合計	1,113,177,818	1,111,463,205	1,714,613
負債及び正味財産合計	1,116,480,473	1,118,487,095	△ 2,006,622



## (2) 正味財産増減計算書

自 平成22年4月 1日  
至 平成23年3月31日 (単位：円)

科 目	金 額		増 △ 減
	22 年 度	21 年 度	
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
イ 基本財産運用益			
基本財産受取利息	8,123,543	7,965,613	157,930
ロ 特定資産運用益			
特定資産受取利息	68,752	163,087	△ 94,335
ハ 受取会費			
会員受取会費	1,266,000	1,214,000	52,000
ニ 事業収益			
受託事業収益	8,347,276	7,763,378	583,898
その他事業収益	1,057,748	170,020	887,728
ホ 受取補助金等			
受取民間補助金	1,663,111	1,260,353	402,758
ヘ 受取負担金			
受取負担金	5,150,000	273,000	4,877,000
ト 雑収益			
受取利息	943	3,631	△ 2,688
雑収益	64,145	194,851	△ 130,706
チ 他会計からの繰入金			
他会計からの繰入金	6,500,000	1,600,000	4,900,000
経常収益計	32,241,518	20,607,933	11,633,585
(2) 経常費用			
イ 事業費			
給料手当	10,334,488	6,872,857	3,461,631
福利厚生費	1,421,316	907,046	514,270
旅費交通費	3,410,718	3,135,888	274,830
通信運搬費	1,032,978	1,005,241	27,737
消耗什器備品費	413,700	408,130	5,570
消耗品費	1,104,540	1,132,055	△ 27,515
修繕費	16,225	19,740	△ 3,515
印刷製本費	659,222	457,800	201,422
燃料費	26,272	21,565	4,707
賃借料	3,583,633	3,244,902	338,731
保険料	198,706	149,451	49,255
諸謝金	2,130,490	1,494,177	636,313
租税公課	221,514	581,081	△ 359,567
支払負担金	249,500	323,500	△ 74,000
支払助成金	280,000	554,500	△ 274,500
委託費	1,146,170	474,520	671,650
資料図書費	314,611	371,095	△ 56,484
会議費	466,249	82,016	384,233
雑費	651,364	350,560	300,804

口 管 理 費			
給 料 手 当	701,960	701,960	
退職給与支出	5,146,275		5,146,275
福利厚生費	106,466	98,037	8,429
会 議 費	83,546	102,065	△ 18,519
旅費交通費	52,140		52,140
通信運搬費	44,450	10,400	34,050
消耗品費	93,954	27,431	66,523
賃 借 料	105,150	122,700	△ 17,550
租 税 公 課	5,000	7,000	△ 2,000
支 払 負 担 金	100,000	100,000	
委 託 費	1,121,272	1,118,708	2,564
雑 費	38,375	12,945	25,430
経常費用計	35,260,284	23,887,370	11,372,914
当期経常増減額	△ 3,018,766	△ 3,279,437	260,671
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
イ その他の経常外収益			
退職給与引当金取崩額	5,146,275		5,146,275
経常外収益計	5,146,275		5,146,275
(2) 経常外費用			
イ その他の経常外費用			
退職給与引当金繰入額	412,896	412,896	
経常外費用計	412,896	412,896	
当期経常外増減額	4,733,379	△ 412,896	5,146,275
当期一般正味財産増減額	1,714,613	△ 3,692,333	5,406,946
一般正味財産期首残高	96,052,705	99,745,038	△ 3,692,333
一般正味財産期末残高	97,767,318	96,052,705	1,714,613
指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	1,015,410,500	1,015,410,500	
指定正味財産期末残高	1,015,410,500	1,015,410,500	
正味財産期末残高	1,113,177,818	1,111,463,205	1,714,613

2 センター管理特別会計

(1) 貸借対照表

平成23年3月31日現在 (単位：円)

科 目	金 額		
	22 年 度	21 年 度	増 △ 減
資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金	1,393,030	1,218,078	174,952
預 金	53,285,890	44,971,023	8,314,867
未 収 金	234,852	696,744	△ 461,892
流動資産合計	54,913,772	46,885,845	8,027,927
資 産 合 計	54,913,772	46,885,845	8,027,927
負 債 の 部			
2 流 動 負 債			
未 払 金	7,154,467	12,178,641	△ 5,024,174
未 払 法 人 税 等	3,011,300	2,054,600	956,700
前 受 金	28,317,975	21,898,250	6,419,725
預 り 金	558,078	413,452	144,626
流動負債合計	39,041,820	36,544,943	2,496,877
負 債 合 計	39,041,820	36,544,943	2,496,877
正味財産の部			
3 一 般 正 味 財 産	15,871,952	10,340,902	5,531,050
正味財産合計	15,871,952	10,340,902	5,531,050
負債及び正味財産合計	54,913,772	46,885,845	8,027,927

## (2) 正味財産増減計算書

自 平成22年4月 1日  
至 平成23年3月31日 (単位：円)

科 目	金 額		
	22 年 度	21 年 度	増 △ 減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
イ 事業収益			
施設利用料収益	77,457,175	69,884,355	7,572,820
受託事業収益	48,178,045	47,468,000	710,045
事業収益	602,630		602,630
ロ 受取補助金等			
受取民間補助金	1,393,008	2,182,647	△ 789,639
ハ 受取負担金			
受取負担金	1,555,093	2,569,019	△ 1,013,926
ニ 雑収益			
受取利息	13,723	19,166	△ 5,443
雑収益	3,433,051	2,906,450	526,601
経常収益計	132,632,725	125,029,637	7,603,088
(2) 経常費用			
イ 事業費			
給料手当	36,076,476	37,302,846	△ 1,226,370
福利厚生費	4,854,118	4,435,376	418,742
旅費交通費	1,530,590	1,829,560	△ 298,970
通信運搬費	1,565,043	2,022,706	△ 457,663
消耗品費	3,806,177	1,640,885	2,165,292
修繕費	1,624,665	1,500,123	124,542
印刷製本費	250,074	1,526,070	△ 1,275,996
光熱水費	19,895,540	17,608,436	2,287,104
賃借料	7,573,830	6,998,234	575,596
保険料	173,328	175,328	△ 2,000
諸謝金	2,002,518	2,742,521	△ 740,003
租税公課	1,631,186	1,438,700	192,486
支払負担金	13,800	427,900	△ 414,100
支払助成金	30,000		30,000
委託費	32,442,500	31,859,771	582,729
資料図書費	1,545,153	1,714,669	△ 169,516
会議費	548,804	527,327	21,477
雑費	165,705	132,650	33,055
ロ 管理費			
給料手当	990,400	1,295,523	△ 305,123
福利厚生費	156,556	149,250	7,306
消耗品費	13,912		13,912
租税公課費	700,000	1,166,615	△ 466,615
ハ 他会計への繰出額			
他会計への繰出額	6,500,000	1,600,000	4,900,000
経常費用計	124,090,375	118,094,490	5,995,885
当期経常増減額	8,542,350	6,935,147	1,607,203
法人税、住民税及び事業税	3,011,300	2,054,600	956,700
当期一般正味財産増減額	5,531,050	4,880,547	650,503
一般正味財産期首残高	10,340,902	5,460,355	4,880,547
一般正味財産期末残高	15,871,952	10,340,902	5,531,050
正味財産期末残高	15,871,952	10,340,902	5,531,050

## 平成23年度財団法人岡山県国際交流協会事業計画書

### 1 一般会計

(単位:千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 国際理解事業	1 国際理解ワークショップの開催 2 「英語で話そう」の開催 3 OPIEFコンサートの開催	481
2 国際協力・貢献事業	1 NGO団体の運営等助成事業の実施 2 海外技術研修員の受入れ 3 岡山県地域国際化推進団体連絡協議会の開催	9,185
3 国際交流推進事業	1 海外移住者関係団体活動支援事業の実施 2 子ども国際交流会の実施	228
4 情報提供・外国人支援事業	1 海外技術研修員等ネットワークづくりの実施 2 在住外国人派遣相談事業の実施 3 子ども日本語学習サポーター派遣事業の実施 4 行政書士による出入国手続き等相談事業の実施 5 外国人家庭子育て支援事業の実施 6 多文化共生コミュニケーションサポーター派遣事業の実施	2,506
5 広報出版事業	会報誌の発行	813
6 管理運営等	財団法人岡山県国際交流協会の管理運営	15,339
合 計		28,552

### 2 センター管理特別会計

(単位:千円)

事業名	事業の概要	事業費
センター管理運営	1 岡山国際交流センターの会議室等の利用許可、料金収入、施設等の維持管理 2 情報相談コーナーにおける外国人等への情報提供及び相談業務、図書資料室の運営 3 多言語生活相談、無料法律相談、相談員講習会、ボランティアの募集・登録・研修等の実施 4 新おかやま国際化戦略プランに関する事業の企画・実施	122,408
合 計		122,408

平成23年度財団法人岡山県国際交流協会収支予算書

1 一般会計

(単位:千円)

支出の部				収入の部			
科目	予算額			科目	予算額		
	23年度	22年度	増△減		23年度	22年度	増△減
事業活動支出	28,552	40,964	△ 12,412	事業活動収入	30,051	33,761	△ 3,710
事業費支出	24,809	37,635	△ 12,826	基本財産運用収入	8,200	9,400	△ 1,200
管理費支出	3,743	3,329	414	特定資産運用収入	220	220	
投資活動支出	21,561	6,970	14,591	会費収入	1,520	1,520	
特定資産取得支出	21,561	6,970	14,591	事業収入	1,011	120	891
予備費支出	9,316	9,929	△ 613	負担金収入	500	5,150	△ 4,650
				補助金収入	100	1,681	△ 1,581
				受託事業収入	8,950	9,120	△ 170
				雑収入	50	50	
				他会計繰入金収入	9,500	6,500	3,000
				投資活動収入	10,062	14,173	△ 4,111
				特定資産取崩収入	180	14,173	△ 13,993
				預金取崩収入	9,882		9,882
				前期繰越収支差額	19,316	9,929	9,387
合 計	59,429	57,863	1,566	合 計	59,429	57,863	1,566

2 センター管理特別会計

(単位:千円)

支出の部				収入の部			
科目	予算額			科目	予算額		
	23年度	22年度	増△減		23年度	22年度	増△減
事業活動支出	131,908	121,979	9,929	事業活動収入	122,188	119,172	3,016
事業費支出	120,448	113,539	6,909	事業収入	600	700	△ 100
管理費支出	1,960	1,940	20	負担金収入	1,400	1,400	
他会計繰入金支出	9,500	6,500	3,000	補助金収入	480	804	△ 324
予備費支出	6,152	7,534	△ 1,382	受託事業収入	47,468	47,468	
				利用料金収入	70,500	67,100	3,400
				雑収入	1,740	1,700	40
				前期繰越収支差額	15,872	10,341	5,531
合 計	138,060	129,513	8,547	合 計	138,060	129,513	8,547

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H23.4.1現在）						
名称	財団法人 岡山県国際交流協会		事務所の所在地	岡山市北区奉還町2丁目2-1		
代表者	理事長 末長 範彦		設立年月日	平成3年3月19日		
基本財産	1,015,410千円	うち県出資金	600,000千円	県出資比率	59.1%	
役員	27人	職員	16人	決算時期	3月	
設立目的	世界の人々との相互理解と友好親善を深めるとともに、世界の国々との学術文化、スポーツ、経済等の幅広い交流を積極的に推進することにより、国際性豊かな人づくりと世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献する。					
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流の推進に関する事業</li> <li>・国際協力、貢献及び海外移住に関する事業</li> <li>・国際理解に関する事業</li> <li>・外国人に対する情報提供等に関する事業</li> <li>・国際観光に関する事業</li> <li>・経済交流に関する事業</li> <li>・国際交流に関する広報・出版及び調査研究に関する事業</li> <li>・岡山国際交流センターの管理運営（H18.4.1から指定管理者）</li> <li>・その他法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>					

経営実績と財産の状況（単位：千円）						
	H18	H19	H20	H21	H22	H23（予算）
当期収入 A	174,504	172,266	273,511	354,301	184,194	162,301
うち県支出金 B	74,067	72,358	73,411	55,231	56,525	56,418
県支出金の割合（B/A）	42.4%	42.0%	26.8%	15.6%	30.7%	34.8%
当期支出 C	150,850	196,022	308,505	344,449	169,275	197,489
当期収支差額（A-C）	23,654	△ 23,756	△ 34,994	9,852	14,919	△ 35,188
総資産 D	1,127,476	1,148,182	1,155,212	1,165,373	1,171,394	
主なもの	現金預金	106,760	232,607	140,422	143,077	161,209
	投資有価証券	1,008,017	908,245	1,008,245	1,008,245	1,008,245
総負債 E	31,263	30,392	34,596	43,569	42,344	
正味財産 F=D-E	1,096,213	1,117,790	1,120,616	1,121,804	1,129,050	
うち基本金 G	1,015,410	1,015,410	1,015,410	1,015,410	1,015,410	
内部留保（F-G）	80,803	102,380	105,206	106,394	113,640	
経営実績と財産の状況についての評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本財産の運用益、国際交流センターの利用料金収入等により、安定した経営状況が維持されている。</li> <li>・長期借入等の固定負債がなく、また、土地・建物等を保有していないことから、資産価値低下等の懸念もない。</li> </ul>					

役員職員の状況							
		H18	H19	H20	H21	H22	H23
役員	総数	29	29	29	27	27	27
	常勤	1	1	1	1	1	1
	うち県派遣職員						
	非常勤	28	28	28	26	26	26
	うち県職員	3	2	2	2	2	2
職員	総数	17	16	15	16	16	16
	常勤	4	3	4	4	4	2
	うち県派遣職員						
	非常勤	13	13	11	12	12	14

岡山県からの支出の状況（単位：千円）								
		H18	H19	H20	H21	H22	H23（予算）	
県支出金	総額	74,067	72,358	73,411	55,231	56,525	56,418	
	内訳	委託料	74,067	72,358	73,411	55,231	56,525	56,418
		補助金						
		短期貸付金						
その他	長期貸付金（年度末残高）							
	損失補償限度額							
	損失補償契約に係る債務残高							
	債務保証限度額							
	債務保証契約に係る債務残高							

## 平成23年度水害特別防災訓練の実施について

風水害等災害に対する予防力・対応力の向上を図るため、市町村・防災関係機関と連携し、梅雨期の台風接近を想定した水害特別防災訓練を次のとおり実施する。

### 1 実施日時及び場所

- (1) 日時 平成23年6月7日(火) 8:40~15:30
- (2) 場所 県・市町村・防災関係機関所定の場所（県庁は防災・危機管理センター等）

### 2 参加機関（54団体、約800名）

岡山県、岡山県警察、教育庁、県内市町村、消防関係機関、岡山地方気象台、岡山県隊友会、自衛隊（第13特科隊、岡山地方協力本部）、岡山河川事務所、岡山国道事務所、日本赤十字社岡山県支部、中国電力株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

### 3 訓練の概要

#### (1) 訓練の想定

西日本付近への梅雨前線の停滞と、台風の九州南海上の北上に伴い、岡山県では、6月6日から雨が降り続き、県は気象情報等の収集などにあたっている中、訓練当日の6月7日朝には、県内の主要河川は水位が上昇しており、特に昼過ぎには台風が接近し、非常に激しい雨による各地の中小河川のはん濫、土石流・がけ崩れ・地すべり、更には満潮時と重なることによる高潮などにより、大規模な災害発生のおそれがある。

#### (2) 主な訓練項目

- ア 気象予警報や被害情報等の迅速・確実な収集・整理及び活用・伝達
- イ 防災体制の強化と災害対策本部等の設置・運営
- ウ 避難勧告・指示等の発令・伝達及び避難所の開設・運営等
- エ 災害発生時の迅速な応急対応

### 4 訓練スケジュール(県本庁)

- (1) 8:40 訓練開始
- (2) 9:00頃 警戒体制移行
- (3) 10:30頃 特別警戒体制移行（チーム員、本部会議室）
- (4) 13:40頃 非常体制移行
- (5) 14:40~ 危機管理緊急会議（知事・副知事、第1会議室）
- (6) 15:00~ 県災害対策本部会議を開催（知事・本部員等、本部会議室）
- (7) 15:30 訓練終了



# 総務委員会資料(Ⅳ)

	頁
○ 「おかやま元気！集落応援団」の募集について ……………	1
○ データセンター構築等支援補助金の創設について ……………	2

平成23年6月2日

県民生活部

# 「おかやま元気！集落応援団」の募集について

## 1 設立の目的

中山間地域の活性化のためには、地域の主体的な取組とともに、中山間地域の現状やその活性化に向けた取組に対する県民の理解と協力が必要であることから、都市住民等が地域の取組に参加する仕組みを作るとともに、都市住民等との交流を促進する。

## 2 内容

NPO、大学、企業等を「おかやま元気！集落応援団」として中山間地域協働支援センターに登録し、「おかやま元気！集落」等からの要望に基づき、応援内容、人員、日程等の調整を行った上で、登録した団体をボランティアとして地域活動の応援に派遣する。

### (1) 募集团体

NPO、大学、民間企業等

### (2) 派遣地域

「おかやま元気！集落」に登録された地域（21地域(平成23年3月31日現在)）等

### (3) 応援内容

「おかやま元気！集落」等からの要望に基づく地域活動

例：集落道の草刈り、集会所等の清掃、祭りや地域行事の手伝い 等

※地域活動への応援は半日程度とし、活動後に地域住民等との交流を行う予定

※登録団体や応援の内容は県のホームページ等で紹介

### (4) 実施主体

岡山県中山間地域協働支援センター

### (5) 募集開始日

平成23年6月2日（木）

## 3 おかやま元気！集落応援セミナー(仮称)の開催

NPOや大学、企業等を対象に中山間地域の役割や集落の活動を支える重要性等について、取組事例等を紹介しながら、「おかやま元気！集落応援団」への参加を呼びかける。

### (1) 日時

平成23年6月30日（木） 13:30～15:30（予定）

### (2) 場所

岡山商工会議所

### (3) 主な内容

基調講演

演題：「なぜ今、企業による農村支援なのか」

講師：NPO法人ビーグッドカフェ 代表理事 シキタ純 氏

県内の取組事例発表

講師：美作市地域おこし協力隊 隊長 西口和雄 氏

# おかやま 元気！集落 応援団員を 募集します

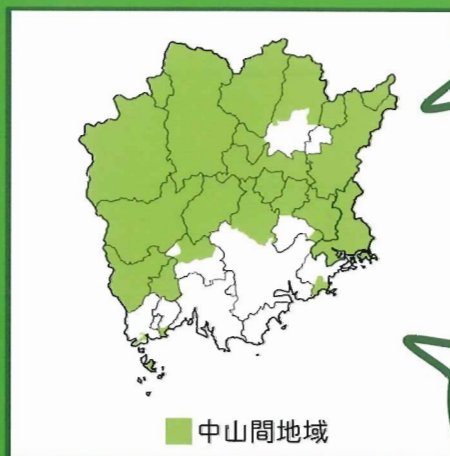
中山間地域の人と都市部の人の様々なニーズを繋げるのが「おかやま元気！集落応援団」です。あなたのニーズの中に、中山間地域＝ふるさとに役立つことがあります。

岡山県では、27市町村のうち22の市町村が「中山間地域」です。その面積は県内の75%。中山間地域は、自然景観の保全や水源確保など、人が耕作し住み続けることで下流域や都市部にも恵みと豊かさをもたらしています。

しかし、高齢化と過疎化による人手不足で、草刈りや掃除、お祭りなど集落の共同作業が困難になりつつあるのが現状です。そこで、岡山県中山間地域協働支援センターでは、「おかやま元気！集落応援団」を募ります。

## 内 容

道路や水路の草刈り、  
農作業、  
集会所などの清掃、  
祭りや地域行事の手伝いなど  
集落の作業（半日程度）と、  
集落の人との交流



神輿を担ぎたい  
ふるさとの祭り  
を守りたい

地元企業として  
地域貢献したい

とにかく  
ふるさとを  
応援したい！

## 募 集 団 体

NPOや大学、民間企業など、中山間地域の集落活動の支援に参加したい団体。大学の研究室やサークル／企業全般／ショップオーナー／町内会／NPO／労働組合／協同組合／官公庁／社会福祉法人／県外の組織など多くの方々のエントリーをお待ちしています。

## 募 集 ・ お 問 い 合 わ せ 先

岡山県中山間地域協働支援センター ヒビスト  
〒700-0822 岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル4階  
E-mail hibisatookayama@gmail.com

■ 応援の流れ エントリーから応援までのおおまかな流れです。

エントリー

下のフォームに記載して中山間地域支援センター までFAXかメール下さい。  
当センターから連絡させていただきます。

マッチング  
▽  
準備

中山間地域から要望があれば、当センターがエントリーシートの内容をもとに連絡・調整します。  
(エントリーいただいた方々には、当センターからお知らせします。)  
応援していただける集落が決まった後、必要な準備などについて 集落との間で調整を行います。  
センターでは現地での作業時のもしものときのために、応援団のみなさんに保険をかけます。

応援

作業時間はおおむね半日程度(内容によって長短あり)です。無償のボランティア活動なので、基本的には作業の手間賃は出ません。作業の後に地域の方々と交流を行っていただきます。

※応援活動の募集ですので、集落での営業活動、政治活動及び宗教活動等はできません。このような活動が行われた場合は、登録を取り消す場合もあります。

**エントリーシート**

まずはお気軽にご記入ください。  
エントリーシートをFAXしていただくか同内容をメールでお送りください。

<p>団体・企業名 及び住所</p>	<p>名称</p> <p>住所 〒</p>
<p>担当者氏名</p>	
<p>連絡先</p>	<p>電話番号 (      ) -      -</p> <p>Email                                    @</p>
<p>内容</p> <p>興味のある内容に☑をお願いします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 山道・集会所などの補修・掃除</p> <p><input type="checkbox"/> 祭り 神輿担ぎや踊り イベント出展など</p> <p><input type="checkbox"/> 田植え・枝切り・収穫などの農作業</p> <p><input type="checkbox"/> 研修や体験ツアーなどでの活用</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (                                    )</p> <p>こんな内容なら応援したい。ということがあれば、ぜひご提案ください。</p>
<p>コメント</p>	<p>応援できる場所や環境・人数・日程・特技など、なんでもご記載ください。</p>

**申し込み先**

岡山県中山間地域協働支援センター ヒビスト 〒700-0822 岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル4階

FAX 086-233-1732 Email hibisatookayama@gmail.com

## データセンター構築等支援補助金の創設について

データセンターは、電子メール、ホームページ、動画配信等のサービスや、企業・自治体向けの情報処理など、多様なITサービスの提供拠点や大量の情報集約拠点として重要性が高まってきており、県内情報通信産業等への経済波及効果も期待されることから、データセンターの岡山県内への誘致を促進するため、新たな優遇制度を創設する。

### 【制度の概要】

#### 1 補助対象者

岡山県内にデータセンターを新規に整備（増設を含む。）し、それらを用いて情報処理システムの構築、運用等に係る付加的な情報処理役務を提供する事業者

#### 2 補助要件

以下の（1）かつ（2）の要件を満たす事業者

##### （1）新規常用雇用者

3名以上

##### （2）設備投資額

大企業 2億円以上

中小企業 1億円以上

#### 3 補助内容

##### （1）電気料金に対する補助

電気料金×1/2（限度額2千万円/年）

##### （2）人件費に対する補助

新規常用雇用者数×30万円/年（限度額5百万円/年）

#### 4 補助期間

事業開始後 3年間

#### 5 認定期間

平成23年度～平成25年度（3年度間）

#### 6 その他

新岡山県企業立地促進補助金及び企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けてデータセンターを整備する場合にも適用するものとする。